

大垣市下水道関連施設特別使用許可要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大垣市下水道条例（平成17年条例第64号。以下「下水道条例」という。）第26条及び大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号。以下「農集排条例」という。）第22条の規定に基づく処理区域外における下水道関連施設の特別使用許可について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道関連施設 汚水を排除し処理するための大垣市公共下水道、大垣市農業集落排水処理施設及び大垣市小規模集合排水処理施設をいう。
- (2) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域又は農集排条例第6条の規定により告示された処理区域をいう。
- (3) 特別使用施設 前号の処理区域外における宅内排水設備を下水道関連施設へ接続するために設置される排水施設をいう。

（許可の基準）

第3条 市長は、下水道条例第26条又は農集排条例第22条の規定による許可の申請があったときは、大垣市下水道基本計画等に準拠し、下水道関連施設の維持管理に支障をきたさない限りにおいてこれを許可することができる。

2 市長は、必要と認めるときは前項の許可に必要な条件を付することができる。

（申請の審査）

第4条 市長は、大垣市下水道条例施行規則（平成17年規則第94号。以下「下水道規則」という。）第25条又は大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

（平成１７年規則第９２号。以下「農集排規則」をいう。）第１５条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可の可否を決定しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による審査を行う場合において、必要と認めるときは、申請者又はその代理人に説明を求めることができる。

（構造の基準）

第５条 特別使用施設は、下水道条例、農集排条例及び下水道施設設計指針で定めるもののほか、市の設計基準に準拠したものとしなければならない。

（許可の期間）

第６条 下水道関連施設を特別に使用する期間は、市長が指定する日から当該特別使用施設の設置場所の属する地域が処理区域に編入される日までとする。

（許可を受けた者の遵守事項）

第７条 第３条第１項の規定により許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 特別使用施設の整備は、原則として自己の費用をもって速やかに行うこと。
- (2) 前号による特別使用施設の施工に当たっては、大垣市下水道施設引渡し取扱要綱（平成２２年４月１日制定。以下「引渡し要綱」という。）の規定に基づく市長の承認を受け施工すること。
- (3) 公道内に設置した特別使用施設については、工事完了後、引渡し要綱に基づき市長に寄附すること。

- ２ 私道内に設置した特別使用施設は、前項第３号の手続により市長に寄附することができる。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１８年３月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。